

弥富市告示第120号

弥富市火葬場条例施行規則（昭和50年弥富町規則第2号）第2条の規定に基づく休場日を次のように告示する。

令和5年10月10日

弥富市長 安藤正明

令和6年における火葬場の休場日						
1月	3日	9日	13日	19日	25日	31日
2月	6日	11日	17日	23日	29日	
3月	6日	10日	16日	22日	28日	
4月	3日	14日	20日	26日		
5月	2日	12日	18日	24日	30日	
6月	5日	9日	15日	21日	27日	
7月	3日	8日	14日	20日	26日	
8月	1日	5日	11日	17日	23日	29日
9月	3日	9日	15日	21日	27日	
10月	8日	14日	20日	26日		
11月	5日	11日	17日	23日	29日	
12月	4日	10日	16日	22日	28日	

弥富市火葬場条例施行規則

第2条 弥富市火葬場の休場日は、慣習等の事由により市長が必要があると認めて告示した日及び1月1日とする。

2 市長は、特に必要があると認めたときは、臨時に前項の休場日を変更することができる。